

酒 類 の 販 売 に つ い て

平成 30 年 7 月 2 日(月) 14:00～

於：市川商工会議所

いちかわ市民まつりにおいて酒類を販売しようとする場合には、期限付酒類小売業免許を受ける必要があります。

この期限付酒類小売業免許は、酒類製造者または酒類販売業者が、博覧会場即売会場、その他これらに類する場所において、酒類を販売できる免許をいいます。

この期限付酒類小売業免許の届出については、平成 30 年 10 月 24 日（販売場を開設する日の 10 日前）までに「期限付酒類販売業免許届出書」及び必要添付書類を市川税務署へ提出してください。

ただし、酒場、料理店など酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、酒類販売業免許を受ける必要はないこととされているため、例えば、祭りの会場においてビール等をコップに注ぐなどその場で酒類を提供するような場合は、酒税法上の酒類販売業免許は必要ありません。

なお、販売業免許を受けないで酒類を販売した場合には、酒税法違反として処罰の対象となりますので留意してください。

例) 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

不明な点等がございましたら、連絡先にお問い合わせください。

連 絡 先

松戸税務署 酒類指導官部門
(市川税務署担当)

電話番号 047-363-1171 内線 471～2